

# 山梨県公報

第一千二百九十号

平成十四年

五月二十七日

月 曜 日

## 目 次

告示

道路の供用開始……………二七七

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………二七七

河川区域の指定の一部改正……………二七七

廃川敷地等……………二七七

公 告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)……………二七八

教育委員会

落札者等の決定について……………二七九

## 告 示

### 山梨県告示第二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年五月二十七日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府敷島葎崎線	北巨摩郡双葉町大字竜地字池久 保四四〇五番の七地先から 北巨摩郡双葉町大字竜地字池久 保四四二七番の四地先まで	一四四・〇	平成十四年五月二十七日

### 山梨県告示第二百三十七号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月二十七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 河川の名称 富士川水系 鳴沢川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 西八代郡市川大門町大字市川大門字野中四百四十八番十七地先から西八代郡市川大門町大字高田字大正千九十五番二地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
  - 1 氏名 市川大門町長 有泉 仁
  - 2 住所 西八代郡市川大門町千七百三十三番一号
- 五 管理の内容

- 1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩からブロック積の基礎までの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成十四年五月二十七日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

### 山梨県告示第二百三十八号

一級河川浅利川に係る河川区域の指定(昭和五十一年三月二十九日山梨県告示第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

平成十四年五月二十七日

山梨県知事 天 野 建

第一号図に係る区域を次のように変更する。

(「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百三十九号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振

興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月二十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 河川の名称 富士川水系 浅利川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十四年五月二十七日
- 三 廃川敷地等の位置 東八代郡豊富村浅利字神明三千四百二十番一地先から字東新田三千四百二十五番三地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 二二〇〇・六〇平方メートル

## 公 告

### ● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年五月二十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年四月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社ロード
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下小河原町二百六十二番地
  - 3 代表者の氏名 早野潔
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第七六四号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年四月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

### ● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年五月二十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年四月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社秋山工業所

- 2 主たる営業所の所在地 大月市初狩町初狩百五十八番地
- 3 代表者の氏名 秋山一彌
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 九）第一〇八六号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業並びに土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年三月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

### ● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年五月二十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年四月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 桜田板金工業所
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡甲西町荊沢二百八番地二十五
  - 3 代表者の氏名 櫻田勉三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第四四九五号
- 四 処分の内容 屋根工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年三月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

### ● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年五月二十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年四月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社森本土建工業所
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行三丁目八番十七号
  - 3 代表者の氏名 森本浩通
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第六七六六号

- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年四月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年五月二十七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年四月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 佐野組実業
  - 2 主たる営業所の所在地 都留市大幡千三百五十一番地四
  - 3 代表者の氏名 佐野則利
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一〇）第七八九六号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年三月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年五月二十七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年四月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 石原造園
  - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡御坂町国衛二十六番地一
  - 3 代表者の氏名 石原勇造
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第四七五七号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年五月二十七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年四月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社サクライホーム
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村内野二百十三番地
  - 3 代表者の氏名 桜井知子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第七九八三号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年四月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

### 教育委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年五月二十七日

山梨県教育委員会 教育長 数 野 強

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量 県立学校教育情報推進事業用パソコン等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 山梨県教育庁高校教育課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成十四年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 横浜支店

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十三番二号

五 随意契約に係る契約金額

六千五百五十八万七千七百四十円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約により契約の相手方を決定した理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当するため。